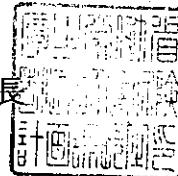


老介発0729第2号
老振発0729第4号
老老発0729第1号
平成21年7月29日

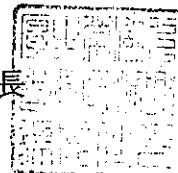


都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

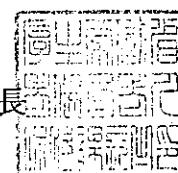
厚生労働省老健局介護保険計画課課長



振興課長



老人保健課長



「指定地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の算定について」の一部改正について

市町村が通常より高い報酬の算定基準を設定する場合は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の認定を受けることが必要としており、その認定手続等については、「指定地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の算定について」（平成19年6月28日老介発第0628001号・老計発第0628001号・老老発第0628001号厚生労働省老健局介護保険課・計画課・老人保健課長連名通知）において示しているところであるが、今般、厚生労働省老健局の組織及び事務分掌の見直しに伴い、同通知の一部を別紙のとおり改正したので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

○指定地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の算定について

(平成19年6月28日)

(老介発第0628001号・老計発第0628001号・老老発第0628001号)

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 独自報酬基準の設定に係る手続について 独自報酬基準の設定に係る手続は、以下のとおりである。 (1) (略) (2) 市町村は、「地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定申請書（様式1）」（以下「申請書」という。）に独自報酬基準の案及び地域密着型サービス運営委員会等の議事概要が分かる資料を添付して、厚生労働省（老健局振興課）に提出するとともに、申請書の写しを関係都道府県に送付する。 (3)～(6) (略) (7) 市町村は、独自報酬基準を設定したときは、関係都道府県及び国民健康保険団体連合会並びに厚生労働省（老健局振興課）に届け出る。 (8) (略) (9) 独自報酬基準を設定した市町村は、毎年度末に、算定事業所数等を記載した「地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書（様式2）」を厚生労働省（老健局振興課）に提出するものとする。	2 独自報酬基準の設定に係る手続について 独自報酬基準の設定に係る手續は、以下のとおりである。 (1) (略) (2) 市町村は、「地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定申請書（様式1）」（以下「申請書」という。）に独自報酬基準の案及び地域密着型サービス運営委員会等の議事概要が分かる資料を添付して、厚生労働省（老健局計画課）に提出するとともに、申請書の写しを関係都道府県に送付する。 (3)～(6) (略) (7) 市町村は、独自報酬基準を設定したときは、関係都道府県及び国民健康保険団体連合会並びに厚生労働省（老健局計画課）に届け出る。 (8) (略) (9) 市町村は、独自報酬基準を設定した半年後及び毎年度末に、算定事業所数等を記載した「地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書（様式2）」を厚生労働省（老健局計画課）に提出するものとする。
3, 4 (略)	3, 4 (略)
(別添) 市町村独自報酬検討会議について	(別添) 市町村独自報酬検討会議について
1～3 (略)	1～3 (略)
4 その他 本会議は原則として年2回開催する。 本会議の庶務は老健局振興課が担当する。	4 その他 本会議は原則として年2回開催する。 本会議の庶務は老健局計画課が担当する。
(様式1), (様式2) (略)	(様式1), (様式2) (略)